

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会
島根県準備委員会設立総会・第1回総会次第

日時：令和2年10月2日(金) 13:00 ～ 13:45

場所：島根県民会館 大ホール

1 開 会

- 2 あいさつ 島根県知事 丸山 達也
島根県議会議長 中村 芳信
※祝電披露

3 設立総会

○説明事項

- (1) 第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会島根県準備委員会設立趣旨
(2) 第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会準備経過
(3) 第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会準備スケジュール

○第1号議案

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会島根県準備委員会会則 (案)

○第2号議案

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会島根県準備委員会役員 (案)

4 第1回総会

○第1号議案

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会開催基本方針 (案)

○第2号議案

令和2年度事業計画 (案)

○第3号議案

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会会場地市町村選定基本方針 (案)

○第4号議案

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会総合開・閉会式会場選定 (案)

○第5号議案

総会から常任委員会への委任事項 (案)

- 5 あいさつ 公益財団法人島根県体育協会理事長 田部 長右衛門

6 閉 会

基調講演 14:00～15:15

講師 法政大学スポーツ健康学部教授 山本 浩 氏

演題 「人をつくる 社会をつなぐ スポーツの見えない力」

設 立 総 会

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会

島根県準備委員会設立趣旨

2019年（平成31年）1月、県議会をはじめ、スポーツ団体など関係各位のご尽力により、2030年（令和12年）に第84回国民スポーツ大会及び第29回全国障害者スポーツ大会が本県で開催されることが事実上決定したところであります。

本県では、1982年（昭和57年）に第37回国民体育大会（くにびき国体）及び第18回全国身体障害者スポーツ大会（ふれあい大会）を開催し、天皇杯・皇后杯を獲得したことによる誇りと自信は、スポーツへの関心を高め、地域づくりに寄与するとともに、障がい者への理解と認識を一層深めるなど、その後の県政発展の大きな原動力となりました。

一方、前回の大会の開催から約40年が経過し、少子高齢化による人口減少や今までに経験したことのない新型ウイルス、自然災害など、多くの課題が山積する中、第84回国民スポーツ大会及び第29回全国障害者スポーツ大会を開催することの意義は、全ての県民がそれぞれの立場で力を発揮し、県をあげて取り組むことによる共通の成功体験が、達成感や感動、夢や希望を生み、次の世代の島根県を担う若者に対する郷土愛の醸成や、スポーツを通じて健康で心豊かな県民生活を実現することにあります。

また、島根の持つ豊かな自然や悠久の歴史、地域において永年にわたり育まれてきた文化や芸術について、県民が再認識するとともに、おもてなしの心を持って多くの来県者に積極的に示すことにより、あらためて活力ある島根の実現を目指していくことにあります。

両大会を成功させ、大会後も継続する成果につなげていくためには、県、市町村や関係機関・団体、地元企業等すべての県民が一丸となって、開催準備に取り組む必要があります。

よって、以上の目的を達成するため、ここに第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会島根県準備委員会を設立し、諸準備に万全を期するものであります。

第 8 4 回国民スポーツ大会・第 2 9 回全国障害者スポーツ大会準備経過

期 日	内 容
平成 30 年 9 月 3 日	(公財) 島根県体育協会が理事会・臨時評議員会で、第 8 4 回 (2029 年) 国民体育大会招致を決議
平成 30 年 9 月 10 日	(公財) 島根県体育協会が、第 8 4 回 (2029 年) 国民体育大会招致に関する要望書を、(公財) 島根県障害者スポーツ協会が第 2 9 回 (2029 年) 全国障害者スポーツ大会招致要望書を、それぞれ県、県議会、県教育委員会に提出
平成 30 年 9 月 26 日	県議会が「第 8 4 回国民体育大会及び第 2 9 回全国障害者スポーツ大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
平成 30 年 10 月 25 日	知事が県議会全員協議会において、両大会を 2029 年に招致することを表明
平成 30 年 11 月 7 日 8 日	県、(公財) 島根県体育協会、県教育委員会が連名で、開催要望書を(公財) 日本スポーツ協会と文部科学省に提出
平成 30 年 12 月 13 日	(公財) 日本スポーツ協会国体委員会において、第 8 4 回 (2029 年) 国民体育大会の島根県開催が了承
平成 31 年 1 月 16 日	(公財) 日本スポーツ協会理事会において、第 8 4 回 (2029 年) 国民体育大会の島根県開催が内々定
令和元年 10 月 1 日	島根県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会検討懇話会を設置、3 回にわたり会議を開催
令和 2 年 6 月 3 日	島根県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会検討懇話会の提言書を岸本強座長より知事に提出

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会 準備スケジュール

年度		開催手続	推進体制等
平成30年 (2018)	12年前	開催要望書の提出	
令和元年 (2019)	11年前	内々定	国スポ・障スポ検討懇話会
令和2年 (2020)	10年前	主会場の選定	準備委員会設立 常任委員会の設置 競技力向上対策本部設立
令和3年 (2021)	9年前	↓ 競技会場地選定	各専門委員会 随時設置
令和4年 (2022)	8年前		
令和5年 (2023)	7年前		↓ 競技力向上の取組
令和6年 (2024)	6年前	中央競技団体 正規視察	
令和7年 (2025)	5年前	開催申請書提出	
令和8年 (2026)	4年前	内定	
令和9年 (2027)	3年前	会場地総合視察 (日本スポーツ協会・ 文部科学省)	実行委員会発足
令和10年 (2028)	2年前	決定	
令和11年 (2029)	1年前	リハーサル大会	
令和12年 (2030)	開催年	第84回国民スポーツ大会(9月中旬～10月中旬:11日間以内 ※3年前に決定) 第29回全国障害者スポーツ大会(10月中旬～11月上旬:3日間以内)	

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会
島根県準備委員会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会島根県準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 準備委員会は、第84回国民スポーツ大会及び第29回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）を島根県において開催するために必要な準備を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な方針及び計画の策定に関すること
- (2) 大会における実施競技及び会場地市町村に関すること
- (3) 大会開催に必要な施設・設備の整備計画に関すること
- (4) 大会開催及び準備に係る経費に関すること
- (5) 関係行政機関及び関係機関・団体との連絡調整に関すること
- (6) その他大会の開催に必要な準備に関すること

第2章 組織

（構成）

第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 県及び市町村を代表する者
- (2) 県及び市町村の議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、その他関係機関・団体を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか大会開催の準備に関係ある者

3 会長及び委員は、無報酬とする。

（役員）

第5条 準備委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 70名以内
- (4) 監事 3名以内

（役員を選任）

第6条 準備委員会の会長は、島根県知事をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

（役員職務）

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

- 4 監事は、準備委員会の財務を監督する。
(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され解散するまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。
(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。
- 6 顧問及び参与は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会
(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 大会の開催に必要な基本方針に関する事
 - (2) 会則の制定及び改廃に関する事
 - (3) 事業計画及び事業報告に関する事
 - (4) 予算及び決算に関する事
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関する事
 - (6) その他重要な事項に関する事
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、代理人に権限を委任し、又は、書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は、書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。

- (1) 総会から委任された事項に関すること
- (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること
- (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること
- (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること

8 前条第5項及び第6項の規定は常任委員会について準用する。

9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告する。

3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は、総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の総会等に報告し、承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務

(経費)

第16条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第20条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附 則

- 1 この会則は、準備委員会設立の日(令和 年 月 日)から施行する。ただし、第16条から第18条までの規定は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 準備委員会設立の日から令和3年3月31日までの準備委員会の経費は、島根県の予算をもって充てる。

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会
島根県準備委員会 役員（案）

（順不同・敬称略）

【会長】1名

区分	機関・団体名及び役職	氏名
県	島根県知事	丸山 達也

【副会長】7名

区分	機関・団体名及び役職	氏名
県議会	島根県議会議長	中村 芳信
スポーツ	公益財団法人島根県体育協会理事長	田部 長右衛門
	公益財団法人島根県障害者スポーツ協会理事長	福井 幸夫
市町村	島根県市長会会長	松浦 正敬
	島根県町村会会長	下森 博之
県	島根県副知事	松尾 紳次
	島根県教育長	新田 英夫

【常任委員】53名

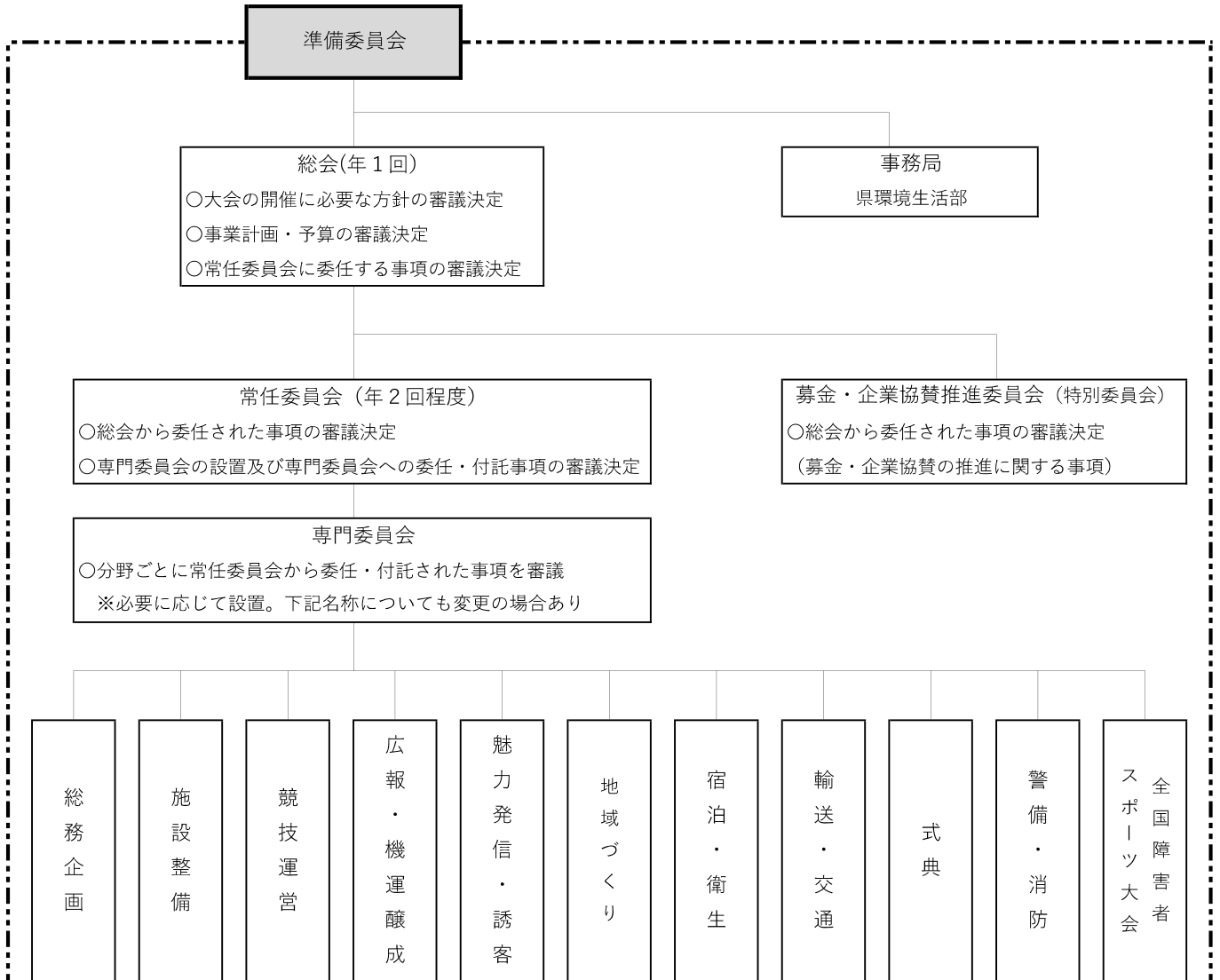
区分	機関・団体名及び役職	氏名
県議会	島根県議会副議長	中島 謙二
	島根県議会総務委員会委員長	生越 俊一
	島根県議会文教厚生委員会委員長	田中 明美
	島根県議会農林水産商工委員会委員長	高橋 雅彦
	島根県議会建設環境委員会委員長	白石 恵子
県	島根県政策企画局長	野津 建二
	島根県総務部長	山口 研悟
	島根県防災部長	山口 和志
	島根県地域振興部長	藤井 洋一
	島根県環境生活部長	竹内 俊勝
	島根県健康福祉部長	小村 浩二
	島根県農林水産部長	鈴木 大造
	島根県商工労働部長	太田 史朗
	島根県土木部長	真田 晃宏
	島根県企業局長	長岡 秀樹
	島根県病院局長	家本 賢
	島根県議会事務局長	糸賀 克巳
	島根県警察本部長	堀内 尚
市町村	島根県市議会議長会会長	川上 幸博
	島根県町村議会議長会会長	山中 康樹
	島根県市町村教育委員会連合会会長	杉谷 学
スポーツ	公益財団法人島根県体育協会副会長	細田 重雄
	公益財団法人島根県体育協会副会長	松尾 倫男
	公益財団法人島根県体育協会副会長	松浦 正敬
	公益財団法人島根県体育協会副会長	岡本 昭二
	公益財団法人島根県体育協会副会長	成相 善美
	島根県レクリエーション協会会長	岡並 弘

区 分	機関・団体名及び役職	氏 名
スポーツ	島根県スポーツ推進委員協議会会長	森本 敏雄
	島根県スポーツ推進審議会会長	岸本 強
	島根県スポーツ少年団本部本部長	大森 栄二
	島根県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会幹事長	金山 恵美子
	島根県小学校体育連盟会長	藤原 政司
	島根県中学校体育連盟会長	古藤 浩夫
	島根県高等学校体育連盟会長	吾郷 信博
学校	島根県小学校長会会長	中村 次郎
	島根県中学校長会会長	門脇 岳彦
	島根県公立高等学校長協会会長	常松 徹
	島根県特別支援学校長会会長	浅野 博行
	島根県私立中学高等学校連盟会長	大多和 聡宏
産業・経済	島根県商工会議所連合会幹事長	松浦 俊彦
	島根県商工会連合会会長	石飛 善和
	島根県中小企業団体中央会会長	杉谷 雅祥
	一般社団法人島根県経営者協会会長	久保田 一郎
	島根経済同友会代表幹事	石丸 文男
	一般財団法人島根経済文化振興会代表理事理事長	有澤 寛
通信・運輸	一般社団法人島根県旅客自動車協会会長	大谷 厚郎
宿泊・観光	公益社団法人島根県観光連盟会長	皆美 佳邦
医療・福祉	一般社団法人島根県医師会会長	森本 紀彦
	社会福祉法人島根県社会福祉協議会会長	江口 博晴
社会团体等	公益財団法人島根県老人クラブ連合会会長	安達 伸次
	公益財団法人ふるさと島根定住財団理事長	穂葉 寛佳
	島根県連合婦人会会長	野々内 さとみ
	公益社団法人日本青年会議所中国地区島根ブロック協議会会長	松田 岳士

【 監 事 】 3名

区 分	機関・団体名及び役職	氏 名
県	島根県会計管理者	安部山 亨
市町村	島根県市長会常務理事	吉山 治
	島根県町村会常務理事	今岡 良

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会
島根県準備委員会 組織図



総 会	大会開催に係る根幹的事項の審議・決定を行う最高機関 開催基本方針、会則の制定、事業計画、予算・決算、常任委員会への委任事項等
常 任 委 員 会	実質的な施策の審議・決定を行う機関 総会から委任された事項（開催基本計画、会場地市町村・実施予定競技の選定等）の審議決定
専 門 委 員 会	専門的な施策の審議・調査を行う機関（必要に応じて設置）
	<ul style="list-style-type: none"> ・総務企画 総合計画、会場地市町村の選定等 ・施設整備 施設整備方針、施設基準 ・競技運営 実施競技選択方針、運営計画、競技役員養成、用具の整備等 ・広報・機運醸成 広報基本方針、名称、シンボルマーク、マスコット等の制定等 ・魅力発信・誘客 県外からの誘客につなげる歴史・自然・文化など地域資源の整理等 ・地域づくり 県民活動基本方針、地域連携の推進等 ・宿泊・衛生 宿舍・配宿、食事・弁当、医療救護対策、防疫、食品・環境等 ・輸送・交通 全国輸送、総合開会式の輸送、競技会場地等の輸送計画等 ・式典 開・閉会式、式典演技、式典音楽の計画等 ・警備・消防 開・閉会式、競技会場の警備、消防防災対策 ・全国障害者スポーツ大会 大会の開催準備

第 1 回 総 会

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会 開催基本方針（案）

1 基本方針

第84回国民スポーツ大会及び第29回全国障害者スポーツ大会は、スポーツを通じて健康で心豊かな人と地域を創るとともに、本県が誇る自然、歴史、文化・芸術等を発信する絶好の機会であります。

天皇杯・皇后杯の獲得を目指し、全ての県民一人一人がそれぞれの力を発揮しながら一体となって取り組むことで、夢や希望、感動を生み、郷土愛や誇り、将来を担う子どもたちのふるさと意識の醸成を図ります。

2 実施目標

(1) 県民一人一人によるおもてなし

全国からの来県者をおもてなしの心でお迎えし、大会を通じて、島根県民の持つあたたかい県民性に触れてもらうことにより、島根ファンを増やし、県の魅力を高める大会とします。

(2) スポーツに親しむ環境づくり

大会の開催が、県民のスポーツに取り組むきっかけとなり、各地域のスポーツに触れられる環境を整備することによって、生涯を通じてスポーツに取り組む機会を増やし、地域のコミュニティの維持や発展、健康増進につなげる大会とします。

(3) スポーツの普及・推進による地域づくり・人づくり

地域や学校、地元企業等とも連携して、選手や指導者、スポーツを支える人材の育成や受け皿づくりに取り組み、大会開催後においても成果が継続する、地域住民に根ざした特色あるスポーツ文化の育成を通じた地域づくりや人づくりを目指す大会とします。

(4) 環境との共生や多様な人との協働によるコンパクトな大会運営

既存施設や隣県施設を活用するほか、リサイクル等による環境負荷の低減や維持費の削減を考慮した施設整備を行うとともに、関係団体、企業、ボランティアなど多くの方々が世代や分野を越えて協力し合い、それぞれの強みを生かした官民協働による効率的でコンパクトな大会とします。

(5) 島根の魅力の情報発信等による産業振興

大会の開催を通じて、島根が誇る自然、歴史、伝統芸能や伝統工芸などの文化・芸術、さらには島根ならではの食やサービスに触れてもらうことにより、開催後の来訪につなげるとともに、スポーツ関連事業における起業や事業拡大など、経済波及効果を高める大会とします。

(6) とともに支え合う社会の推進

障がい者が日常的にスポーツに親しむことができる環境を整え、皆でスポーツを楽しむことで人と人との絆を育み、障がい者への理解を深め、ともに支え合う社会を目指す大会とします。

令和2年度事業計画（案）

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会島根県準備委員会の令和2年度事業計画は、次のとおりとする。

1 開催準備業務

- (1) 各種方針・基準等の策定
 - ・開催基本方針
 - ・会場市町村選定方針
- (2) 常任委員会の設置
- (3) その他開催準備業務の実施

2 会議の開催

- (1) 総会
- (2) 常任委員会

3 各種調査の実施

- ・先催県等の情報収集

4 連絡調整の実施

公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会及び関係機関・団体等との連絡調整

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会 会場地市町村選定基本方針（案）

第84回国民スポーツ大会及び第29回全国障害者スポーツ大会における会場地市町村は、大会の趣旨及び第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、次により選定する。

- 1 会場地は、県内それぞれの地域に根ざしたスポーツの振興を図るため、地域バランスに配慮して、できるだけ多くの市町村において行うこととする。
- 2 同一競技は、同一市町村で行うことを原則とするが、2市町村以上で開催する場合は、可能な限り近隣市町村で行うこととする。
- 3 会場地の選定に当たっては、市町村の開催希望や、当該希望競技に係る開催実績及び開催準備、大会運営、大会後の地域振興に向けた考え方を考慮するとともに、実施競技団体の意向並びに競技施設の状況、宿泊受入能力、交通の利便性及びその他地域の実情・特性等を含め総合的に判断する。

**第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会
総合開・閉会式会場選定（案）**

総合開・閉会式の会場は、県立浜山公園(出雲市大社町北荒木)とする。
同公園内の陸上競技場で、開会式、閉会式を開催する。
ただし、雨天時は、同公園内の体育館(カミアリーナ)を開・閉会式の会場とする。

(参考)

国民体育大会施設基準【(公財)日本スポーツ協会】

総合開・閉会式

- ・式典会場は、観客席が仮設スタンドを含み、約3万人を収容できる施設
- ・屋外の式典会場の場合は、雨天対策用として体育館1

陸上競技

- ・日本陸上競技連盟公認の1種競技場1
- ・1周400mのサブトラック1、投てき練習場1

全国障害者スポーツ大会開催基準要綱【(公財)日本障がい者スポーツ協会】

- ・大会における競技施設は、原則として、国民体育大会本大会の会場を使用する。

総会から常任委員会への委任事項（案）

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会島根県準備委員会会則（以下「会則」という。）第11条第4項第5号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 大会開催に関する方針（会則第11条第4項第1号を除く。）及び計画の策定に関すること
- 2 競技会場地市町村及び競技施設の選定に関すること
- 3 県及び会場地市町村の業務分担及び経費負担に関すること
- 4 競技施設の整備計画に関すること
- 5 競技の企画及び運営に関すること
- 6 大会実施競技に関すること
- 7 競技役員等の養成及び編成に関すること
- 8 広報及び機運醸成に関すること
- 9 宿泊及び衛生に関すること
- 10 輸送及び交通に関すること
- 11 警備、消防防災及び医療救護に関すること
- 12 式典の企画及び運営に関すること
- 13 その他開催準備に関すること